

第6章

民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組



「フルーツ」

第1節

民間協力者の活動の促進等

1 民間ボランティアの確保

(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2019年（平成31年）4月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約5万人、少年警察補助員約230人及び少年指導委員約6,400人を委嘱しているほか、同年3月現在、大学生ボランティア約6,000人が全国で活動している。地域住民等の間にこれらのボランティアの支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、新聞・テレビを始め、警察のウェブサイトや広報誌（紙）等を通じて、活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】（P121）参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（法務省（https://twitter.com/MOJ_HOUMU）、法務省保護局（https://twitter.com/MOJ_HOGO））を通じて更生保護ボランティア（コラム7（P113）参照）の活動を紹介したり、啓発資料を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

2018年（平成30年）7月に東京都内で開催した第68回“社会を明るくする運動”中央広報・啓発行事「立ち直りフェスティバル」においては、著名人と保護司やBBS会員によるトークショーを行ったほか、全国各地で若年層を含む幅広い年齢層を対象とする広報活動を行った。

(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

2018年度（平成30年度）も、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き本制度を続けていくこととしている。

(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。同協議会は、保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けた地方公共団体に対する働き掛けなどの機会を通じ、地方公共団体に対して、保護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

さらに、2019年（平成31年）3月に法務省と保護司の全国組織である更生保護法人全国保護司

連盟が共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）」（資6-90-1 参照）においても、保護司活動インターンシップ（【施策番号89】参照）や同協議会を積極的に運用することとしているほか、2019年度は、保護司適任者の確保に関し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野の国民に対して保護司活動等について効果的に訴求する方策について調査研究を実施することとしている。

資6-90-1

保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）の概要

保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成31年3月）の概要	
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年3月に法務省保護局と全国保護司連盟が共同し、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定 ○ 指針策定を受け、国、保護司組織において各種の取組を推進 ○ 一方、指針策定後も保護司の減少傾向や高齢化は改善されず ○ 指針策定後の取組状況を検証し、保護司組織と共同して平成31年3月に指針を改訂
保護司の安定的確保のための主な方策	
適任者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司適任者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司候補者検討協議会の効果的な運用や関係機関等への組織的な協力依頼 ・ 保護司適任者に関する人材情報の提供を含めた地方公共団体との協力の推進 ・ 保護司活動インターンシップの効果的な運用と実施に対する必要な支援 等 ○ 保護司活動の広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な媒体を活用した積極的かつ戦略的な情報発信 等
保護司の定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経験年数の少ない保護司に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護サポートセンターの効果的な活用 ・ 複数担当制の積極的な活用 等 ○ 保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業等様々な事情に応じた活動内容の配慮 等 ○ 効果的かつ効率的な保護司活動のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会運営の中心となる保護司や保護観察官の育成 等
意欲の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司の活動意欲の尊重 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長く保護司活動に従事した人たち等の活動環境の整備についての検討 等

出典：法務省資料による。

2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60（P69）、78（P86）、88】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性をいかして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、保護観察所は、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2019年（平成31年）4月現在、全国で67事業者）と連携し、同事業者が行う保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活

動を支えるための助成、資料作成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を推進している（コラム7（P116）参照）。

2014年度（平成26年度）から、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義及びグループワークを行うことなどを主な内容とする三団体合同の研修も各地において行っており、本研修がきっかけとなって“社会を明るくする運動”における広報啓発活動等で具体的な連携が進むなど、効果を上げている。

また、保護司の複数担当制（保護観察事件や生活環境調整事件について、1件の事件につき複数の保護司が事件担当として指名されるもの）（【施策番号98】（P111）参照）や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・研修機能を促進する制度を導入しているほか、保護司会が関係機関との連携を更に促進し広報啓発活動をより充実して行うことができるよう、引き続き、保護司及び保護司会活動への支援の充実を図っている。

さらに、2019年度においては、前年度に引き続き、法務省保護局、北海道沼田町及び特定非営利活動法人日本BBS連盟の共催により、沼田町就業支援センター^{*1}（資6-92-1参照）において、学生を中心とするBBS会員が同センターの入所少年と農業実習等を体験するプロジェクトを実施するなど、BBS活動の更なる充実を図るための支援を行っていくこととしている。

資6-92-1

沼田町就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

※1 沼田町就業支援センター
2007年（平成19年）に北海道雨竜郡沼田町に開所した、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に付設する宿泊施設に少年院を仮退院となった少年等を宿泊させて保護観察を実施するとともに、沼田町が設置運営する農業実習施設において、専門指導員の下で農業に関する訓練を実施することにより、農業を中心とした就業、自立を促進し、改善更生を図ることを目的とする施設。

(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）は、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。多くの更生保護サポートセンターでは、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えているほか、同センターは、保護司会活動の活発化や地域のネットワークの構築の拠点としても機能している。

法務省は、2008年度（平成20年度）から、地方公共団体等と連携して同センターの整備を行い、2018年度（平成30年度）末までに全国802か所に設置した。また、2019年度（令和元年度）末までに全国全ての保護司会（886か所）に同センターが設置されるよう、引き続き、保護司会と協働し、地方公共団体等の協力を得ながら、同センターの整備を推進することとしている。

資6-93-1 更生保護サポートセンターの概要

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の処遇活動に対する支援を実施
- 平成20年度から整備し、平成30年度末までに全国802か所に設置
- ⇒ **2019年度（令和元年度）末までに、全ての保護司会（全国合計886か所）に設置される予定**

更生保護サポートセンターの機能・効果

<p>保護司の行う処遇活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供 ・保護司の処遇活動に関する相談への対応 ・保護司同士の処遇協議や情報交換等 	<p>地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施 ・一般住民からの非行相談の実施
<p>地域支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携 <p>例 教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク</p>	<p>地域への更生保護活動の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信 ・保護司適任者の確保 ・保護司活動インターンシップの企画・実施

保護司会における関係機関との協議会実施回数

※サポセン設置地区の地域との連携実績調査結果
(対象：平成25年度設置90地区)

設置により地域での支援ネットワークが拡大

保護司会活動の活性化について

(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)

設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

出典：法務省資料による。

3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

更生保護施設等を退所するなどして地域で生活している刑務所出所者等の自立更生のためには、これらの者に対する処遇の知見等を有している更生保護施設が、地域社会に定着できるまでの間の継続的な支援を行うことが有効である。そこで、法務省は、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組（「フォローアップ事業」）（資6-94-1参照）を行っている。2018年度（平成30年度）の委託実人員は326人であり、延べ人員は1,679人である。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
特集
基礎資料

資6-94-1

更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

内容

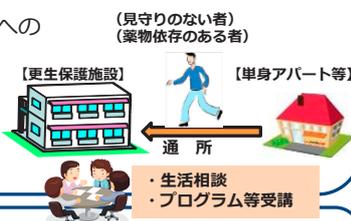
- **生活相談支援**
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応** (自立更生に向けた**助言・支援**)
- **薬物依存回復支援**
 - ① 更生保護施設職員等が実施する**薬物依存回復プログラム**
 - ② 更生保護施設職員等が実施する**グループミーティング** (※)

(※) 依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い、依存からの回復を目指す集団処遇

対象

保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、**支援内容に応じて**、次のとおり規定

- ① 生活相談支援
原則として、**更生保護施設を退所した者**のうち更生保護施設への**通所が可能**であること 又は 更生保護施設職員の**往訪**による定期的な接触が見込まれる者
- ② 薬物依存回復支援
更生保護施設への**通所が可能**であり、依存性**薬物への依存**が認められる者



法制上の位置付け

- **一時保護事業** (更生保護事業法第2条第3項)
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」 (更生保護法第58条第6号, 第85条第1項) の委託

出典：法務省資料による。

(2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設については、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、現行の更生保護施設の枠組みが構築された頃と比較して、多様かつ高度な機能が求められるようになり、その活動は難しさを増している。こうした現状を踏まえ、法務省は、今後の更生保護事業の在り方について所要の検討を行うため、2018年度(平成30年度)には、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年度(令和元年度)には、「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催することとしている(【施策番号27】(P36)参照)。

一方、更生保護施設を設置・運営する民間事業者の多くはその経営基盤が脆弱であり、これを安定させることが求められているところ、法務省では、更生保護施設の安定的な運営基盤の確保を図るため、2019年度に、更生保護施設の支出状況の分析等の実態調査及びその結果を踏まえた運営マニュアルを作成することとしている(【施策番号96】参照)。

4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

(1) 再犯防止活動への民間資金の活用【施策番号96】

更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体は、保護観察対象者等の立ち直り支援に加え、広く地域社会の安全・安心に資するため、子ども食堂や学習支援セミナーの実施など、犯罪予防や再犯防止に関する活動を行っている。しかし、これらの取組は更生保護関係団体の自己資金や身

近な関係者からの寄付を財源としていることが多く、継続が困難である場合も少なくない。

そこで、法務省は、2019年度（令和元年度）に、不特定多数の人々からインターネット経由で必要な資金や協力を調達するクラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行うこととしており、この結果を踏まえて実践マニュアルを作成することで、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることとしている。

また、2019年度には、専門的知見を有するコンサルティング会社と連携し、民間団体等が行う再犯防止活動における民間資金を活用した社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行うこととしている。

(2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究については、【施策番号96】を参照。

5 民間協力者との連携の強化

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行う篤志面接委員^{※2}や在所者の希望に基づいて宗教上の儀式行事及び教誨を行う教誨師^{※3}、保護観察所では、保護観察官と協働で保護観察及び生活環境の調整を行う保護司等、多くの民間協力者（コラム7（P113）参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

矯正施設において、篤志面接委員及び教誨師と連携し、2018年（平成30年）は、篤志面接委員が1万9,039件の面接・指導を、教誨師が1万7,593件の教誨を実施した。

保護観察所において、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本とし、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色をいかし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2018年度は、保護観察で600件、生活環境の調整で434件の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

(2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対して、地域の実情に応じ、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報提供を行っている。

保護観察所において、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

※2 篤志面接委員

矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2018年12月現在の篤志面接委員数は1,517人である。

※3 教誨師

矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2018年12月現在の教誨師数は2,081人である。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等【施策番号114（P136）参照】において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

矯正施設職員は、全国篤志面接委員連盟や全国教誨師連盟が主催する研修会等で講話等を行い、被收容者の処遇に関する知見等を提供している。また、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、少年院職員による児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などに派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」などで、2018年（平成30年）は1,392件の講演・研修会を実施した。

更生保護官署職員は、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等の更生保護ボランティアを対象とする研修において、犯罪をした者等の支援に関する知見を提供し、民間協力者による効果的な支援が行われるよう働き掛けている。2019年度（令和元年度）においては、前年度に引き続き刑の一部の執行を猶予された薬物依存を有する保護観察対象者が増加傾向にあるため、保護司に対する研修等の機会を通じて、薬物依存を有する保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供している。

さらに、経験豊かな保護観察官などが講師となって、比較的経験年数の少ない更生保護施設の職員を対象に、犯罪をした者等の処遇に関する基礎的知識の習得等を目的とした研修を実施している。加えて、更生保護施設の新任施設長を対象に、業務の管理、入所者の自立に向けた処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等を得ることなどを目的とした研修をそれぞれ実施している。犯罪をした者等の就労支援を行っている就労支援事業者機構（【施策番号7】（P22）参照）が行う協議会においてや社会福祉法人等の民間協力者に対しては、更生保護官署職員や検察庁職員が、最近の施策や就労支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなどし、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供・共有している。

なお、法務総合研究所は、毎年犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、2017年（平成29年）版犯罪白書においては、「更生を支援する地域のネットワーク」を特集し、再犯防止に向け、官民一体となった地域のネットワークを構築するための基礎資料を提供した。また、同白書全文を法務省ウェブサイト（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html>）で公開し、広く知見等の共有を図った。

再犯防止を支える民間協力者の方々

更生保護の分野や矯正施設で活動している民間協力者の方々に、その取組について伺いました。

1 保護司^{※1}

奈良県・奈良地区保護司会 宝来一典さん

Q：保護司になったきっかけを教えてください。

A：元々地域で夜間の街頭補導活動をしていましたが、もっと少年たちと対話ができるような環境がないかと思っておりました。そうした折、先輩の保護司から誘いがあり、保護司になることを決意しました。

Q：保護司のやりがいを教えてください。

A：保護司になってから、これまで多くの保護観察対象者と接してきました。保護観察対象者がきちんと更生の道へ歩む姿を見られることが、一番やりがいを感じられる瞬間だと思います。例えば、中学生の頃から非行に走り、一時は少年院にも入っていた少年が、穏やかな表情になり、顔を見て話をしてくれるようになったときや、元保護観察対象者から、近況報告の連絡が来たときには、ホッとするとともに、彼らの成長に喜びを感じます。

Q：更生保護サポートセンター^{※2}を活用した取組とその効果について教えてください。

A：サポートセンターは、保護司会内外の様々な活動の拠点となっています。

新任保護司育成相談と銘を打ち、委嘱されてから1年未満の保護司をサポートセンターに招待し、相談できる機会を設けています。例えば、保護観察対象者との面接で何を話せばよいか、少年が面接に来ない場合にはどうすればよいか等を話題にして、保護観察対象者を受け持つことに対する不安に寄り添い、安心して活動できるように配慮しています。

また、「KAなら」（クレプトマニア（万引きを繰り返す窃盗癖）の自助グループ）のミー

ティングの場としてサポートセンターの会議室が活用されています。会議室からは、隣の事務室にいる保護司にまで当事者が涙を流している様子が伝わるなど、熱心に取り組んでいる姿がうかがえます。サポートセンターの設置を通じて、保護司会と「KAなら」との交流も生まれ、クレプトマニアの現状や課題について「KAなら」の代表から報告を受けたり、保護司会の自主研修のテーマにクレプトマニアを取り上げたりするようになりました。

さらに、サポートセンターがJR奈良駅の近くにあり、利便性が高いことから、近所に住んでいる保護司やマンション住まいの保護司の面接場所として活発に利用されています。面接後すぐに、駐在している保護司と事務所で処遇協議をすることができ、保護司同士の相談の場にもなっています。

他にも、更生保護女性会と交流会を開催したり、協力雇用主会にも会議の場としてサポート



新任保護司育成相談の様子
【写真提供：奈良地区保護司会】

※1 保護司

【施策番号59】(P68) 参照。

※2 更生保護サポートセンター

【施策番号93】(P109) 参照。奈良地区保護司会は、2011年（平成23年）に「更生保護サポートセンターなら」を設置した。企画調整保護司が駐在し、保護司会の活動拠点となっている。

センターの利用を促したりしているところです。また、機関誌「八重桜」を発刊し、サポートセンターの広報も積極的に行っています。

2 更生保護女性会^{※3}

東京都・台東区更生保護女性会 矢野美恵子さん

Q：更生保護女性会員になったきっかけを教えてください。

A：今から30年以上前に、更生保護女性会の主催で犯罪や非行をテーマとした映画上映会が行われたことがあり、その活動に参加する形で、更生保護女性会の会員として活動を始めました。当時自分の子供が小学校に通っていたこともあり、子育てをしている中で、地域の子供たちに対して、何かできることはないかと考えたことがきっかけでした。

Q：更生保護女性会のやりがいを教えてください。

A：自分の子供の同級生に、家庭環境が複雑で乱暴な言動をする子がいました。周囲の人たちはその子を敬遠していましたが、私はその子に対して正面から向き合い、悪い事は悪いと教えてあげるようにし、また、周囲の人たちにもそのように助言をしました。周りが白い目で見ただけでは、本人も心を開くことができず、乱暴な言動は変えられないのではないかと思ったからです。すると、その子は素直な態度をとるようになりました。その後彼は非行をすることもなく、立派な大人に成長しました。接し方ひとつで人は変わるのだと気づき、この経験から、更生保護女性会の会員として、地域の中で孤立を防ぎ、見守りのネットワークを築くことができるよう、犯罪予防のための啓発活動に参加しています。地域のために、つながりの中で助けを得ながら活動をすることができ、非常にやりがいを感じています。

Q：現在力を入れている活動を教えてください。

A：地域の非行防止や子育て支援の活動に力を入れています。

非行防止・健全育成のための活動としては、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”の一環として、東京藝術大学の協力のもと、小学生を対象とした、銀のスプーンを制作するワークショップの運営に携わっています。

また、子育て支援の活動としては、幼稚園等に未就園の子供たちとその保護者の方の交流の場として、「青空なかよしクラブ」というイベントを毎週1回、2時間程度、区立幼稚園の協力を得ながら開催しています。「青空なかよしクラブ」では、子供たちを遊ばせながら、保護者の方が子育てで不安に思っている事に関して、私たち更生保護女性会員や他の保護者の方がアドバイスをし、不安を和らげます。地域全体で子育てを見守る場として、皆さんから好評を得ています。



東京藝術大学でのワークショップの様子
【写真提供：台東区更生保護女性会】

3 BBS会^{※4}

宮城県・青葉区BBS会 村田百映さん

Q：BBS会員になったきっかけを教えてください。

A：大学の先輩に、「少年院や児童養護施設で活動ができるよ」と声を掛けていただいたのがきっかけです。街行く人に非行防止を呼び掛けたり、非行のある少年の立ち直り支援を行うBBS活

※3 更生保護女性会
【施策番号59】(P68) 参照。

※4 BBS会
【施策番号59】(P68) 参照。

動に魅力を感じ、入会しました。

Q：BBS活動のやりがいを教えてください。

A：非行のある少年には「ともだち活動」として直接関わり、立ち直りを支援しています。初対面のときに、ミニゲームを取り入れた自己紹介等を行い、心の距離を縮めます。これを繰り返しているうちに、最初は緊張していた少年も次第に笑顔が増えていきます。

私が関わった少年には、家庭環境等が原因で心を閉ざしてしまった子が多く、中には刺青がある暴力的な子もいました。このような少年たちに身近な兄や姉のような立場で接している中で、他の人には見せない優しい一面が垣間見えたときなどに、活動のやりがいを感じます。

ある日、畳の部屋でもとだち活動を行っていた際、私がつまずいて転んだことがありました。そのとき、初対面の頃は目を合せてくれなかった少年が「大丈夫？」と声を掛けながら駆け寄ってくれたことがありました。少年が私の目を見てくれて、自ら声を掛けてくれたことがとても嬉しく、活動してきてよかったなと思いました。

Q：印象に残っている活動、又は力を入れて取り組んでいる活動を教えてください。

A：少年院で行われる運動会や、児童自立支援施設でのクリスマス会などの季節行事に、積極的に参加しています。また、児童自立支援施設の職員の方に大学にお越しいただき、少年等との関わり方や仕事のやりがい等について講演をしていただくなど、よりよい活動を実施するための自己研鑽にも励んでいます。児童自立支援施設に就職した当会のOBが定例会に来て、新会員に対して講話をしていただくため、最初は活動に不安を感じる新会員も、話を聞くうちに積極的に質問をするようになり、実際の活動では少年等と意欲的に関わってくれています。今後も、自己研鑽に励みつつ、少年院や児童自立支援施設での活動に積極的に取り組み、活動先にたくさんの笑顔の花を咲かせたいと思います。



定例会の様子【写真提供：青葉区BBS会】

4 協力雇用主^{※5}

協力雇用主（栃木県の水道業者） 佐藤義晴さん

Q：協力雇用主になったきっかけを教えてください。

A：ボランティア活動を通して、協力雇用主について知りました。調べてみると、無職者の再犯率が高いことを知り、雇用を通して、保護観察対象者の再犯防止や社会復帰の一助となればと思い、協力雇用主を引き受けました。

Q：協力雇用主のやりがいを教えてください。

A：現在、初めて保護観察対象者を雇用するということもあり、彼が働きやすく、生活しやすい環境を整えなければと試行錯誤している状況です。彼自身、入社当初は自分に自信がなく、人に話しかけることにおびえ、隠れるように仕事をしていました。

しかし、時間が経つにつれ、どんどん人と会話をするようになり、3か月経った今では、いつも楽しい笑い声の中心に彼がいます。また、彼に仕事について聞いてみると、「(仕事)楽しいです。」と笑顔で答えてくれました。彼なりに一步一步前進している姿を見ると、とてもやりがいを感じます。私の試行錯誤はこれからも続くと思いますが、彼が笑顔で社会復帰を果たす姿を見守っていきたいと思います。

※5 協力雇用主
【施策番号1、2】(P14) 参照。

Q：実際に対象者を雇用して感じたことを教えてください。

A：保護観察対象者が社会復帰を果たすためには仕事はもちろんのこと、住居等の生活基盤を確保することが重要であると考えています。そのため、まず彼を会社に住み込みで雇用し、住居や規則正しい生活を確保しました。住み込みであれば、一般的にかかるアパート代や電気、ガス、水道代、生活消費品等にかかる費用を全て貯蓄に回すことができます。そうすることでより一層、格段に自立が早まります。今後は、住み込みのうちに計画的な消費と貯蓄を行い、最終的に経済的自立を図ることができればと思っています。社宅を出る時には、心に余裕が持てる貯金を持たせて、送り出したいです。私自身、保護観察対象者を雇用するのは今回が初めてなので、試行錯誤している状況です。ですが、彼が仕事を「楽しい」と言ってくれたり、笑顔で他の従業員とコミュニケーションを取っている姿を見ると、彼の今後がとても楽しみです。



協力雇用主の指導の下で働く様子【写真提供：執筆者本人】

5 更生保護協会^{※6}

北海道・更生保護法人札幌更生保護協会 津崎秀樹さん

Q：組織の概要について教えてください。

A：札幌更生保護協会は、昭和33年5月に財団法人として設立され、平成8年4月に更生保護法人として再出発しました。役員等の構成は、理事14人、評議員30人で、理事、評議員ともに経済界や更生保護団体の関係者の方々に構成されています。

Q：活動の内容について教えてください。

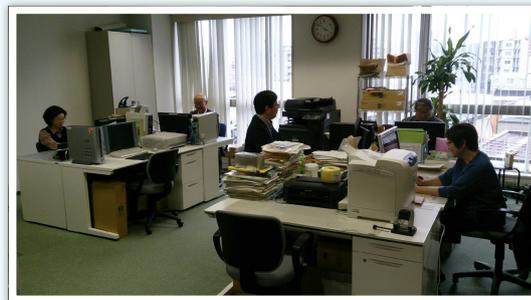
A：主な活動は三つあります。

一つ目は、生活基盤の弱い保護観察対象者等に、直接、更生に必要な支援等を行う一時保護事業です。管内では、年間50～100人に対し、生活費の援助や家族の元に帰る旅費などを給貸与しています。

二つ目は、更生を助けることを目的とした団体や事業に対して助成を行う連絡助成事業です。保護司会連合会や更生保護女性連盟等の団体や、札幌管内の更生保護施設に対して助成を行っています。

三つ目は、啓発活動です。札幌保護司会連合会と共に機関紙「更生保護さっぽろ」を年4回発行して、管内の全保護司や関係機関等に配布しています。また、毎年、“社会を明るくする運動”札幌地方推進委員会や北海道道央ブロック更生保護研究大会に対しても助成を行い、広報・啓発・啓蒙活動を後押ししています。

今後は、更生保護各団体の連絡調整にも力を注いでいくことが大切だと思っています。



札幌更生保護センターの様子【写真提供：札幌更生保護協会】

Q：最近力を入れている取組について教えてください。

A：「札幌更生保護センター」の設立と地方自治体（札幌市）との連携の具体化の二つです。更生

※6 更生保護協会

保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各保護観察所に対応する形で都道府県単位の更生保護協会がある。

保護事業は、地域社会の多くの方の理解の上に進められることが求められている中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、更生保護民間団体相互の連携の重要性が一層大きくなってきました。今後は更生保護各団体のネットワーク化が欠かせません。そこで、平成30年4月、当協会事務所を札幌市内の民間事務所に移転して特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構、札幌協力雇用主会連合会と共に「札幌更生保護センター」を設立しました。現在、管内の更生保護女性連盟など他の更生保護団体の合流を待っている状況です。

また、政令指定都市である札幌市との連携の具体化にも力を入れています。現在、札幌市との間で、いわゆる再犯防止推進法に基づく地方公共団体と民間団体との新しい連携の在り方等についての打ち合わせや協議を行っています。

6 篤志面接委員^{※7}

篤志面接委員（福岡刑務所・山口刑務所・美祢社会復帰促進センターにて活動） 佐藤忠典さん

Q：篤志面接委員になったきっかけを教えてください。

A：知り合いのアーティストから、刑務所で行うコンサートの司会として声をかけていただき、その際、職員の方からお話をいただき、委員を拝命しました。現在は複数の施設で、所内リクエスト番組や講話・面接等を担当させていただいています。

Q：篤志面接委員のやりがいを教えてください。

A：福岡・山口2つの施設で月1回放送しているリクエスト番組では、それぞれ所内から毎月100通近くのリクエストが届きます。聞きたい曲と共に寄せられるメッセージには、罪を犯したことへの後悔や家族への思い、社会復帰に向けての決意等がぎっしりと書かれています。彼らが更生に向けてより強い気持ちを持てるように、どう寄り添ったらいいのか、どう背中を押したらいいのか。投げかける気持ちや言葉を毎月格闘しながら考えています。そして、その過程が私自身の生き方を律するとても大切な時間にもなっています。また釈放前講話等の際に接する彼ら彼女らは、必死に何かを得ようと話を聞く者も多く、その真剣な表情を見ると、私のような者でも何か役に立っているのかもしれないと思える瞬間があり、大きなやりがいと責任を感じるときです。



リクエスト番組の放送の様子【写真提供：福岡刑務所】

Q：指導等を行う際に心がけていることを教えてください。

A：あらゆる場面において、被害者のことを最優先に考えなければならないということを常に念頭に置いています。私に向き合う彼ら彼女らは、被害者本人だけでなくその家族や周りの方々の人生を変えてしまったという厳しい現実と、ずっと向き合い続けなければなりません。更生してほしいという思いを届けるためにも、その気持ちに寄り添えるよう心がけています。また、ほとんどの犯罪にはそこに至ってしまった理由があるように思います。再犯を防ぐために自身が変わることはもちろん大切ですが、それだけでなく、置かれる環境など犯罪の原因を深く考え変えていこうと思うきっかけにもなるよう、意識して言葉の投げかけを行っています。私たちがエールを送れるのは社会復帰するまでの限られた時間です。社会復帰後においてもそのエールが心に残り続けることを願ってやみません。

※7 篤志面接委員
【施策番号98】(P111) 参照。

7 教誨師^{※8}

教誨師（川越少年刑務所にて活動） 近藤哲城さん

Q：教誨師になったきっかけを教えてください。

A：教誨師をしていた父に付き添い、施設の宗教行事等のお手伝いを度々させていただいておりました。宗教講話を聴くうちに教誨に自然と興味を持つようになり、教誨の仕事の大切なことを知らされ、いつか自分も教誨師になれればと思っておりました。

直接のきっかけは先輩の教誨師の先生からお誘いを受けたことによります。

Q：教誨師のやりがいを教えてください。

A：施設に入っている人々の様子は、ごく普通の人たちです。教誨を受ける彼らのまなざしはいつも真剣で、更生したいという願いを訴えています。彼らと真摯に向き合い、彼らの思いをしっかりと受け止めていこうと教誨に臨んでいます。人生をやり直す機会にかかわれることはとてもやりがいを感じますが、また一方、責任をも痛感します。施設の中で過ごすひと時を大切に、教誨を受けていく中で、施設に入ったことがマイナスではなく、自分の人生を豊かな時間に変えてくれたと感じてくれる人がたとえ一人でも出てくれればありがたいです。一つの犯罪が起きると被害者及びその家族、被害者に関わる多くの人々が不幸になり、それは又、加害者側も同様です。決して同じことを繰り返さないよう、彼らには人としてより良く生きていこうとする強い心を培ってほしいと願いながら活動しています。



教誨の様子【写真提供：川越少年刑務所】

Q：教誨を行う際に心がけていることを教えてください。

A：犯罪を犯した人々は、決して特別な人ではなくて、私も縁がもよおせば彼らの仲間入りをするかもしれません。

白楽天と鳥窠禪師の話にこんな話がありました。白楽天が「仏教の大意は何か」と鳥窠禪師に問うと「もろもろの悪はするな、善いことをせよ 自らの心を浄くせよ これが仏教の教えだ」と答えました。白楽天はこの平凡な答えに「そんなことならば三歳の子供でも知っている」と反問します。禪師は「三歳の童子でも知るといえども八十の老翁でもなお行い難し」と言われました。言うことは簡単ですが、行うことはとても難しいことです。常日頃彼らを見ていると身をもって私に教えてくれているのではないかと思います。他人事ではなく、彼らに投げかけている言葉を常に自分自身に言い聞かせながら向き合う姿勢を忘れないようにと心掛けています。

8 矯正施設で活動するその他の民間協力者

徳島刑務所で活動する清重衣美さん

Q：所内ラジオ放送のパーソナリティー活動を始めることになったきっかけを教えてください。

A：所内ラジオ放送「ホットひといき」を立ち上げた当時の刑務官Fさんからの誘いです。以前、私は地元のケーブルテレビのリポーターをしており、Fさんとは矯正展の取材を通じての知り合いでした。また、篤志面接委員・パーソナリティーのIさんとも交流がありましたので、私にできることであればとの思いで参加させていただきました。

※8 教誨師
【施策番号98】(P111) 参照。

Q：活動のやりがいを教えてください。

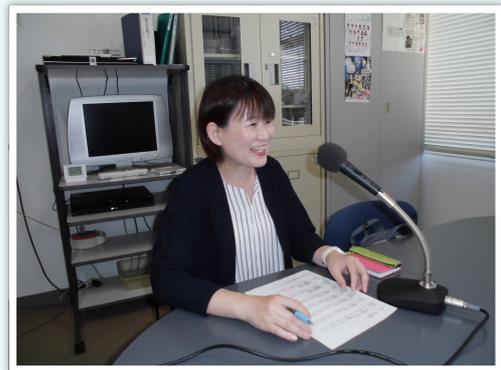
A：様々な「愛」や「絆」、「感謝の気持ち」に触れられるところです。リスナーからのお便りを読ませてもらう中で、「家族の存在の大きさ」、また「仲間と過ごす絆」を感じている方が多いことに気づきました。愛する人がいること、愛して待っていてくれる人がいること、また同じ工場などで共に共感してくれる人がいること、それはとても強い心の支えになっているのです。そして、「ホッとひといき」は私自身にとってもホッとできる場所です。何か話せば共感してもらい、時には厳しく、困った時にはあうんの呼吸でフォローしてくれるパーソナリティーのメンバーに、絆・感謝を感じています。

私は、今までの仕事柄、マイクに向かって話す機会は色々ありましたが、こんなにも貴重な体験と、心のふれあいは、何事にも代え難いことだと、感謝の気持ちでいっぱいです。

Q：活動を行う際に心がけていることを教えてください。

A：一言で言うならば「自然体」です。

活動当初、私は、特殊な施設での専門用語や制度が分からず、またリスナーのお便りの内容に戸惑うことがありました。お便りには、自分が犯した罪や、その罪を償う中で遭遇した家族の死など、重い内容もあります。そのような話に、どう対応したらいいのかと悩みました。その中で心強かったのは、同じパーソナリティーのメンバーでした。メンバーは年齢もバラバラ、個性豊かな集まりですが、バランス良く役割分担が出来ているのです。私が背伸びしてコメントを言う必要はなく、むしろそれは、嘘や無理がある。そう思い、以後私は、「思ったことを私の言葉でありのままに話そう」「自然体でいること」をモットーにマイクに向かわせてもらっています。



ラジオ収録の様子【写真提供：徳島刑務所】



更生保護ネットワーク



公益財団法人
全国篤志面接委員連盟



公益財団法人全国教諭師連盟

Column

8

更生保護制度施行70周年

～民間の発意によって生まれた更生保護制度の歴史について～

2019年、更生保護は制度施行70周年を迎えました。1949年（昭和24年）に、現在の更生保護法の前身である犯罪者予防更生法が施行され、我が国の更生保護制度が発足し、それから70年の時を経て現在まで、多くの民間ボランティアの方々の協力の下に、更生保護は着実に発展を遂げてきたといえます。奇しくも、この70周年という節目の年に、元号は、平成から令和に変わりました。新たな時代を迎えた今、これまでの更生保護の歴史について振り返ってみたいと思います。

更生保護のルーツは、実業家であった金原明善らが、1888年（明治21年）に静岡県で、刑務所出所者に衣食住を提供する「免囚保護事業」の先駆けとして、「静岡県出獄人保護会社」を設立したところに遡ります。現在の更生保護施設の前身です。その後も免囚保護事業は、民間篤志家等による慈善事業として発展し、全国各地に広がりを見せました。

保護司については、静岡県出獄人保護会社が全県下に1,700名を超える保護委員を配置したことや、1937年（昭和12年）には全日本司法保護事業連盟が結成され、その後全国の1万人を超える民間篤志家に司法保護委員の委嘱を開始したことなどが、制度としての起源といえます。また、更生保護女性会は、大正時代に創設された少年保護婦人協会が、更生保護の名を冠した初めての組織であり、その後、各地に少年保護事業の支援組織である婦人団体が結成され、1955年（昭和30年）以降、都府県連盟が相次いで結成されるなど、女性による先駆的かつ様々な活動がありました。さらに、BBS会については、1947年（昭和22年）に京都少年保護学生連盟が結成されたことが発端とされ、当時の学生が非行少年に対して、年齢的に近い自分たちだからこそ手を差し伸べることができるのではないかという思いを手紙で訴えたことがきっかけとされています。このように、更生保護制度の源流は、民間の方々の見返りを求めない善意に端を発するものであるといえます。

昭和の時代には、犯罪者予防更生法に加え、更生緊急保護法、保護司法、執行猶予者保護観察法といった法律が制定され、さらに、平成に入り、更生保護事業法の制定を経て、現在の基本法である更生保護法が制定されました。このように、昭和から平成にかけての法律の制定が現在の更生保護制度を形作ってきたといえますが、その制度を支えてきたのは、常に、保護司、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、更生保護協会、協力雇用主といった民間の更生保護関係者の並々ならぬ熱意でした。

犯罪や非行をした人が再び社会の一員として受け入れられるためには、本人の努力と併せて、地域社会の理解が必要です。犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるための広報啓発活動として、法務省は“社会を明るくする運動”を主唱しています。これもその始まりをたどれば、民間の発意によるものです。犯罪者予防更生法の施行を歓迎した東京・銀座の商店街の人々が、「犯罪者予防更生法実施記念フェア」という催物を展開し、これが銀座フェアと呼ばれて、現在の運動の原点となっています。2020年（令和2年）には、この“社会を明るくする運動”も、第70回目となり、節目の年を迎えます。

更生保護は、犯罪や非行をした人の再犯防止と改善更生という安全・安心な社会づくりに欠かせない大きな役割を担っています。令和を迎えた更生保護は、今後も、民間の更生保護関係者の熱意を大切にしつつ、官民がより深く協働し、関係機関・団体とのネットワークを一層広げながら、取組を進めてまいります。



「更生保護制度70周年」広報ポスター
出典：法務省資料

第2節

広報・啓発活動の推進等

1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(1) 啓発事業等の実施【施策番号 101】

法務省は、再犯防止啓発月間である7月に、集中的かつ広範囲にわたり、積極的な広報・啓発活動を展開している。再犯防止シンポジウムは、そのメインイベントとして位置付けられ、国民に広く犯罪をした者等の再犯防止等についての関心と理解を深める機会となっている。2018年度（平成30年度）は、中央（東京都内）での開催に加え、全国8ブロックにおいて、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとして開催し、合計で約2,700名の参加者を得た。中央では、障害者雇用における農業・福祉分野の連携の取組等を参考に一般就労と福祉の狭間にある者の就労の確保における課題等について福祉関係者やソーシャルビジネス関係者らによるパネルディスカッション等を行い（写真6-101-1参照）、全国8ブロックにおいても、それぞれの地域の課題等を踏まえたシンポジウムを開催した。2019年度（令和元年度）においては、中央に加えて、全国8ブロックにおいて「依存の問題を抱える犯罪をした者等への支援の在り方」をテーマに開催することとしている。

また、法務省は、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージが発出される等、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

2018年に実施した第68回“社会を明るくする運動”では、全国で5万7,996回の行事が実施され、延べ322万8,710人が参加した。同運動では、地域の実情に応じて、特色ある広報・啓発活動が行われ、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターの活用、吉本興業と連携した広報・啓発活動、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等が行われた（資6-101-2参照）。

写真6-101-1

平成30年度再犯防止シンポジウムの様子



写真提供：法務省

資6-101-2

第68回“社会を明るくする運動”ポスター



出典：法務省資料による。

法務省の人権擁護機関において、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

なお、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

検察庁において、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

(2) 法教育の充実【施策番号 102】

法務省は、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進している。法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与している。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している（2018年度（平成30年度）は11回開催。教材作成部会を含む）。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成している。2017年度（平成29年度）には小学生向け法教育視聴覚教材を、2018年度には中学生向け法教育視聴覚教材及び高校生向け法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布したほか、今後、教材を活用したモデル授業例の作成を行うこととしている。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット（[資6-102-1](#)参照）を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

具体的には、少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」などであり、2017年度及び2018年度（9月末日現在）に、約900回、延べ約5万6,000人に対して法教育を実施した。

保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施している。2018年度中に、約400回、延べ約3万人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。

2 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（写真6-103-1参照）において、2018年度（平成30年度）から、地域社会における防犯活動に加え、新たに再犯の防止等に関する活動も表彰の対象とし、安全安心なまちづくりに関し、再犯防止の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が顕彰する表彰制度を創設した。2018年度には、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯防止活動により、安全安心なまちづくりに貢献したとして8団体を表彰した。

写真6-103-1

平成30年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式の様子



写真提供：法務省

Column

9

「人は変わる。一緒なら。」

—“社会を明るくする運動”フラッグアーティスト・谷村新司さんの活動から—

音楽家である谷村新司さんは、2010年（平成22年）5月に“社会を明るくする運動”フラッグアーティストに就任され、以来10年間にわたり本運動に協力していただいています。

本運動の強調月間である7月には、東京・有楽町駅前で開催される広報イベントにて、毎年、多くの人たちに直接本運動の趣旨を呼び掛けるなど精力的に活動されています。

過ちを犯しても立ち直ろうとしている人たち、そして、それを支えている更生保護ボランティアにエールを送り続けている谷村さん。2010年にはそうした思いを歌に込めた“社会を明るくする運動”応援ソング「咲きほこる花のように」も発表されました。更生保護ボランティアの方々に向けて、谷村さんはこのようにおっしゃっています。

「皆さん本当に素敵なお人なんです。過ちを犯した人たちに、優しく接するときもあれば、叱るときはきちんと叱る。『それはだめだよ』としっかりおっしゃられる。そんな人たちがたくさんいらっしゃるのです。そういったボランティアの方々には是非元気でいてほしいですし、これからも応援していきたいですね。」

また、2015年（平成27年）からは「こころをつなぐプロジェクト」と題し、更生保護施設や社会貢献活動の実施場所など、犯罪や非行からの立ち直りに励んでいる現場にも足を運び、彼女らに直接エールを送っています。

こうした長年にわたる谷村さんの御功績に対し、2019年（平成31年）4月、法務大臣特別感



広報イベントの様子
【写真提供：法務省】

謝状が贈呈されました。

そもそも“社会を明るくする運動”は、戦後の荒廃した社会の中であって、街にあふれた子供たちの将来を憂い、手を差し伸べた大人たちの行動をきっかけとして始まりました。やがてそれは大きな運動となり、2020年（令和2年）には第70回目を迎えます。

谷村さんが初めて出演された第59回“社会を明るくする運動”の広報ポスターには「人は変わる。一緒なら。」という言葉が添えられています。このメッセージに込められた思いを谷村さんはこのように語っています。

「若い頃というのは、何か失敗をしたら、世の中や人生が終わるのではないかというくらい思い詰めてしまいます。そのときに例えば、『俺も昔こんな失敗をしてさ。でもこうやって今元気にやっているよ。』と何か一言声を掛けてくれる大人がいるだけで、『あ、そういうものなんだな。頑張ろう。』って思えることがある。そういうことって本当に大事で、このメッセージは正にそのことですよね。」

「人は変わる。一緒なら。」は、70年前に行動した大人たちの思いにほかなりません。これからも犯罪や非行のない明るい社会を築くため、“社会を明るくする運動”を一層推進していきます。

（注）文中の谷村さんのコメントは2019年4月の山下法務大臣（当時）との対談の際の発言です。



法務大臣による特別感謝状贈呈時の様子
【写真提供：法務省】



広報ポスター
出典：法務省資料による。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

特集

基礎資料

